

後期高齢者医療制度のお知らせ

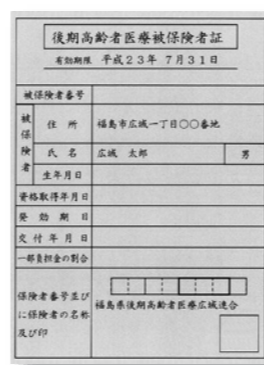
① 被保険者証が新しくなりました。

平成22年8月1日から「後期高齢者医療被保険者証」が新しくなっています。
医療機関で診察を受ける時は、新しい被保険者証(ピンク色)を窓口で提示してください。

薄いオレンジ色の被保険者証は、有効期限が7月31日となっています。
有効期限の過ぎた被保険者証は、お住まいの市町村担当窓口までお返してください。

◎裏面には、「臓器提供に関する意思表示欄」がもうけられ、臓器提供の意思の有無を表明できるようになりました。
※臓器移植に関する法律の改正により、移植医療に対する理解を深めていただくため、被保険者証に意思表示欄が設けられることとなりました。

8月1日から



ピンク色

② 保険料の納め忘れはありませんか？

保険料の納め方は、年金からの差引による場合と、市町村から送付する納付書や口座振替による場合があります。

納付書による納付の方は、納め忘れのないようお願いいたします。

※納付書は、お住まいの市町村より、8月下旬到着を目途に順次発送しております。



詳しい内容については、下記の連絡先またはお住まいの市町村担当窓口へお問い合わせください。

福島県後期高齢者医療広域連合

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館2階 TEL024-528-9025 (代表)

ジェネリック医薬品をご存知ですか？

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れたあとに発売される新薬と同じ有効成分、同じ効能・効果を持つ医薬品です。

効き目や安全性

国の厳格な審査により、品質、有効性、安全性が確認されたものだけが製造販売の許可を受けています。

ジェネリック医薬品は経済的

ジェネリック医薬品は、一般的に安価で提供されており、窓口でのお支払いの軽減につながります。

ジェネリック医薬品を希望するときは

「ジェネリック医薬品希望カード」を医師や薬剤師に提示することで、その意思を伝えることができます。



〈ジェネリック医薬品希望カード〉

※治療内容によっては、医師が新薬が適切だと判断し変更できない場合もあります。

※カードを希望される場合は、福島県後期高齢者医療広域連合、または、お住まいの市町村担当窓口へお問い合わせください。